

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部 八代港管理事務所	平成15年5月22日	平成15年7月9日
(報告公表事項) 港湾施設使用料の未収金（平成14年度末現在 7,294,841円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 未収金の滞納者は4社であるが、うち民事再生法適用を受けた企業からは6月に未収金全額（1,079,896円）を回収した。 他の未収金についても、今後回収に向けて努力したい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部 熊本港管理事務所	平成15年5月21日	平成15年7月9日
(報告公表事項) 港湾施設使用料の未収金（平成14年度末現在 6,263,034円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 本人が所在不明であり、定期的に戸籍謄本等を取り所在の把握に努めているものの、未だ所在を掴めないでいる。 今後も今まで同様、継続して調査を実施し回収に向けて努力していきたい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部 用地対策課、新幹線都市整備総室、新幹線熊本事務所	平成15年5月29日	平成15年7月9日
(報告公表事項) 用地補償に係る支出負担行為について、熊本県新幹線事務所処務規程第5条第17号では 所長専決が5,000万円未満となっているにも拘わらず、5,000万円以上について決裁されているものがある。		
(改善措置) 用地補償に係る支出負担行為は、「熊本県土木部用地事務取扱要領」第17条の規定に基づき出先機関において行われているが、当該規定が処務規程と異なる取り扱いとなっており、要領改正のための検討を行っている。		

#### 八代地区やさしいまちづくり推進協議会公告第1号

八代地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成15年9月10日

八代地区やさしいまちづくり推進協議会長  
磯 田 節 子

- 1 開催日時  
平成15年9月18日（木）  
午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県八代市西片町1660  
熊本県八代地域振興局 八代保健所一階 第一集団指導室
- 3 議題
  - (1) ハートビル法改正にともなう条例改正
  - (2) 八代地域におけるやさしいまちづくりの現状
    - ① 事前協議の状況
    - ② やさしいまちづくり推進のための補助制度
    - ③ 八代市等の取組
  - (3) 八代地域におけるやさしいまちづくりについての意見、情報交換
  - (4) 委員改選
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、八代地区

やさしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得た上で、会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

6 問い合わせ先

熊本県八代市西片町 1660

八代地区やさしいまちづくり推進協議会事務局

(熊本県八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課)

(電話 0965-32-6121 内線 3012)

(ファックス 0965-33-6321)